

1. 件名：昭和電線製ケーブルの不適切事象について
2. 日時：令和5年8月7日 16時55分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、藤岡係員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社マネジャー 他1名

5. 要旨

関西電力から、昭和電線ケーブルシステム株式会社（以下「昭和電線」という。）の製品の一部において、顧客との間で定めた試験方法と異なる方法により試験を行っていた事実が確認されたこと（令和3年7月21日付け公表）を受け、社内を実施した調査の結果について、資料に基づき以下のとおり説明があった。

- 関西電力のケーブルにおいても、事業者及びプラントメーカーが契約仕様書で要求した出荷試験の一部が省略されていたものがあったが、設計した製品の検証を行う型式試験は適切に実施されており、規制基準や民間基準は満足しており、機能・性能上問題ないことを確認している。
- また、対象のケーブルは全て非安全系の設備に使用されており、原子力発電所の安全性に影響はないと判断している。

6. 提出資料

資料1：昭和電線製ケーブルの不適切事象について

以上